

ドット日本(仮)管理運用事業者 選定方法について

2009年2月10日

会津 泉

多摩大学情報社会学研究所教授

ハイパーネットワーク社会研究所副所長
ICANN AtLarge諮問委員会前委員

はじめに

- ICANN 設立以前、1996年頃から関与
 - エンドユーザーの立場から、MAC、ALAC、APRALO・・・
- ドメイン名、IPアドレスは “Critical Internet Resources” = “Public Resources”
- ICANN、IGFでは「マルチステークホルダー(MSH)」が基本に
 - MSH = 政府・民間企業・市民社会が協働
- 「民主導」だが、「共有資源」の “Public” 性の確保は重要、政府にも責任 = 役割はある
- ドット日本：日本のインターネットガバナンスにとって画期的
 - ◎ よりよいガバナンス(共同管理)への好機

「どうせもう決まっている」「儲かりそうもない」「制約が多すぎる」といった
声にこたえるには

ドット日本 選定にあたっての 基本的な考え方

基本原理

求められる要件

参加主体

活動範囲

基本原理

- 「民間主導」を原則として、利害当事者が協働、政府も参加し、公益性、公平性、中立性、透明性、安定性を最大限に確保すること
- 「利害当事者の自己責任」を基本原理とするが、政府も公益性、公共性にかかわる当事者としての責任をもつ

求められる要件

- 公益性、公平性、中立性、透明性、安定性などの原理について十分な理解、見識がある
- 申請予定者から、間違いなく公平・中立に審査されるという信頼を得られる
- 選定される事業者の能力・適性を正確に評価できる力量をもつ
 - インターネットのドメイン名サービスの運用について十分な理解がある

選定主体

- インターネットの発展を支えてきた関連団体をはじめ、一般利用者、産業界（ネット企業・一般利用企業）、学識者、法律家、非営利団体などの参加が望ましい
- 政府は、公益性の観点からオブザーバーとして関与
- 公平性・中立性
公平性・中立性を担保するため、現在ドメイン名の登録管理運営業務に直接関連する団体および、今回新規に申請を予定する団体（およびその直接利害当事者）は、選定主体のメンバーとして決定に直接関与することはできないものとする。
ただし必要に応じて資料や参考意見の提供はできる。

選定主体の 活動の対象範囲

1. 新国別TLD管理運営事業者の選定
2. 事業開始後は、管理運営業務の適正性を確保するための監査業務の管掌
3. 将来的には、新gTLDのうち、わが国に関係ある分野(地名など)など、他の関連分野を活動範囲とすることも想定される

管理運用事業者の 選定方法について

選定基準

選定主体

選定委員会の構成

審査方法

事務局構成

選定基準

- 選定基準は、情報通信審議会（インターネット基盤委員会）で検討・制定。

- 実際の選定作業は、「選定委員会（仮）」が上記基準を適用して実施する。
 - 選定委員会は、必要と判断される範囲内で「細則」を制定。

選定主体について

選定主体(選定委員会)としては、以下のいずれかの案が考えられる。

A案

＜公益・中立方式＞

公益性・中立性を重視し、第三者(有識者)により構成する。利害当事者は、意見は述べられるが、決定には直接関与できない。

B案

＜ステークホルダー・コンセンサス方式＞

利害当事者が共同で委員会を設置し、選定作業を行う。(希望する)すべての利害当事者がバランスのとれた形で関与。利害当事者が議論、決定に直接参加・関与する。

C案

＜審議会方式＞

情報通信審議会の部会にWGを設けて審査し、審議会で決定する。

選定委員会の構成

A 案 <公益・中立>

- 選定委員長を選任（政府＝総務省が指名）
 - 選定委員長が有識者委員を5－7名程度選任
 - 委員は、インターネットの関連団体の役員など、利害当事者およびその直接の関係者を除く。

または

- 有識者候補を、事務局を構成する各団体から推薦を受け、合議により決定。

選定委員会の構成

B 案<ステークホルダー・コンセンサス>

たとえば以下の団体および有識者などに広くよびかけ、構成する

直接関連団体

日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
インターネット協会(IAJapan) 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)
テレコムサービス協会(テレサ協)

関連企業

レジストリー: JPRS
レジストラ: ICANN認定事業者、JPRS指定事業者 (GMO 国際情報 インターリンク…)
ISP: (OCN、NIFTY、BIGLOBE、SONET…)
ネット企業: (楽天、アマゾン、ヤフー、グーグル…)

関連団体

日本経団連 日本商工会議所
電気通信事業者協会 通信機械工業会
IPR関連団体: 日本知的財産仲裁センター クリエイティブコモンズJAPAN…
セキュリティ関連団体: JPCERT JNSA…
その他の分野別関連団体: 金融 地方自治体(地域) メディア(新聞社、放送局)…
利用者団体: 日本消費者協会 全国消費者団体連合会 全国消費者生活相談員協会
インターネット先進ユーザーの会(MIAU) CANフォーラム

有識者

公共経済学 競争政策 法律・国際政治・ガバナンスなどの研究者 インターネット技術の専門研究者

B案の運営方法

- 選定委員会の運営・議事は、原則として構成団体の「全員一致」(コンセンサス)で決定する

審査方法について

1. 比較審査方式

審査の結果、最高評価を受けたものが選定される

2. オークション方式

希望者・有資格者による入札を行い、最高額を入札したものが選定される

3. くじ引き方式

希望者・有資格者のなかから抽選で選定

■ 上記の組合せも可能

比較審査方式 素案

- 選定委員会は、所定の審査基準に基づいて応募要項を作成し公募する。
審査細目についての案を策定し、採点票を作成・公開する。
- 以下の手順で審査を行う
 - 1) 予備審査＝有資格認定
申請者が審査基準を満たす有資格者かどうかの予備審査
事務局または事務局が委嘱した第三者組織が事前審査を行う
事前審査の結果が選定委員会に報告される。
この段階で資格を満たさないと認められた団体は、以後の審査の対象から除外。
 - 2) 本審査
申請者および申請内容について公示する
申請者は、選定委員会の場で、申請内容について説明できる
選定委員は審査基準に基づいて申請書を精査し、評点を記入し、事務局に提出
事務局は、委員長・副委員長とともに、採点の集計を行う
 - 3) 決定・承認・公表・報告
採点結果を委員に開示し、最高点を得た団体が管理運営事業者に決定される。
決定内容は情報通信審議会に報告・承認されたうえで、最終決定とされ公表される。
日本政府はICANNに対して、同結果を報告する。

事務局構成

選定委員会の事務を執行する事務局の構成は、A案・B案ともに以下の3案が考えられる

- 案1 単一事務局 インターネットに関連する特定の団体に事務局業務を委嘱
- 案2 共同事務局 インターネットに関連する複数の団体が事務局を共同運営

案1、案2の団体候補(例):

- 日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
- インターネット協会(IAJapan)
- 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)
- テレコムサービス協会(テレサ協)
- 日本経団連 ほか

- 案3 第三者事務局 直接利害関係をもたない第三者組織に委嘱
 - 候補としては、公益法人、一般社団法人、特定非営利法人などの非営利団体を想定。その他の営利法人も排除しない。公募入札も考えられる。

案3 第三者事務局 候補案(例)

一般には、以下が考えられる

- 公益法人 一般社団法人 特定非営利法人
- シンクタンク(企業)
- 法律事務所 監査法人

候補としては、たとえば以下が考えられる(註:とくに連絡はしていない)

- 構想日本 (代表:加藤秀樹)
日本における非営利独立・政策シンクタンクの先駆者として、省庁設置法改正案を皮切りに、国と自治体へのバランスシート導入、道路公団民営化、年金制度改革、公益法人制度、教育行政、行政の「事業仕分け」等、多くの提言を実現。
- パブリックリソースセンター (代表:久住剛 理事・事務局長:岸本幸子)
特定非営利活動法人。
民間非営利の実践型シンクタンク・コンサルティングファーム

事務局構成 比較

1. 単一事務局

効率よく推進できる、ただし公正中立性を保証できるか

- 事務局の機能限定で対応は可能

2. 共同事務局

公正中立性は上がる、ただし効率は落ちる(責任が曖昧に?)

- 役割分担の明確化で対応は可能

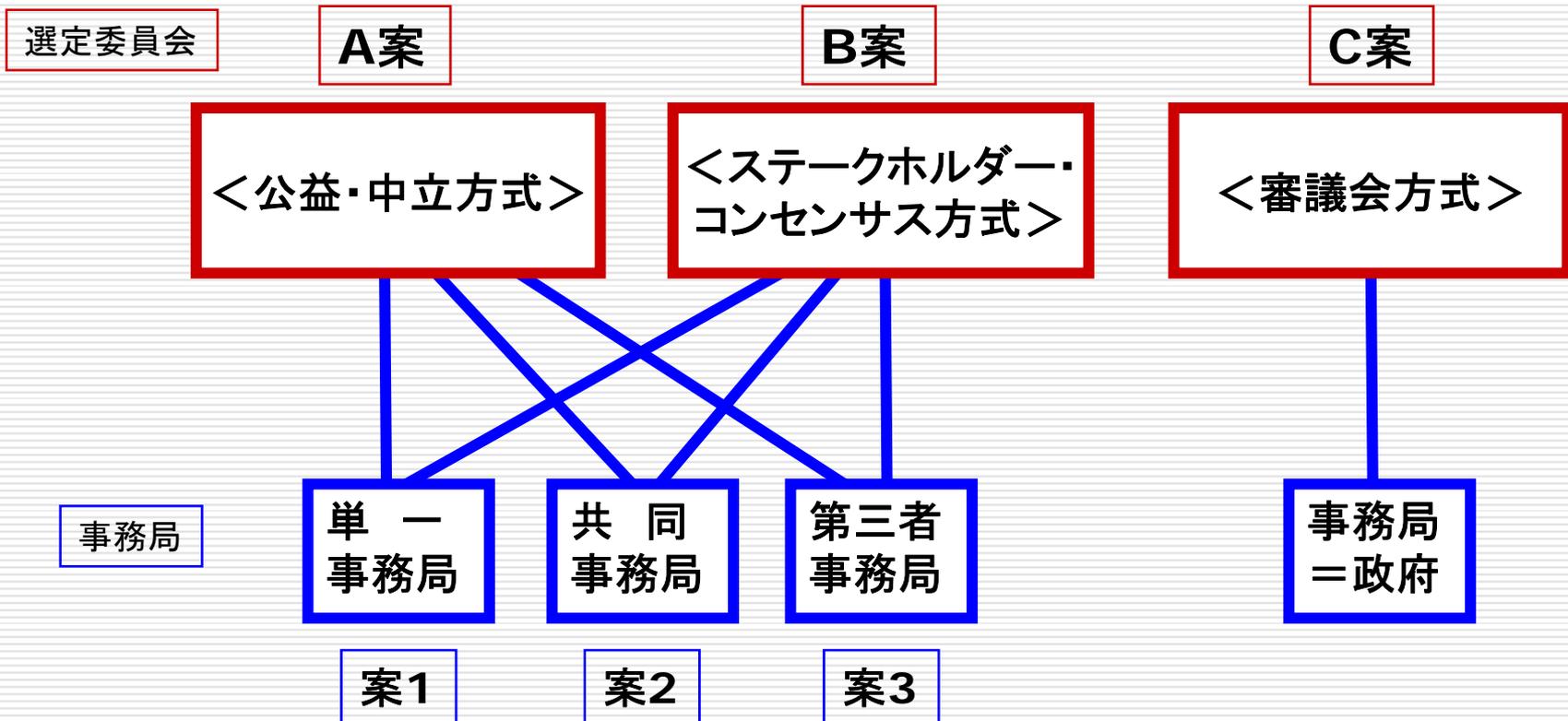
3. 第三者事務局

公正中立性は高い、ただしドメイン名などの専門性を理解できるか

- 関係者の協力で対応は可能

選定委員会と事務局

以下のいずれかの組み合わせが可能



活動資金源

選定委員会の活動資金は、以下が考えられる。

1. 審査申請費・監査費用を徴収
例：一律50万円、落選者に半額返還、当選者は追加拠出
2. 関連団体の拠出金
3. 政府からの補助金

選定の意義

- ✓ 日本のドメイン名利用の活性化
- ✓ 関係者のコンセンサスによって信頼を確保・向上
- ✓ 国際的なモデルに

参考事例

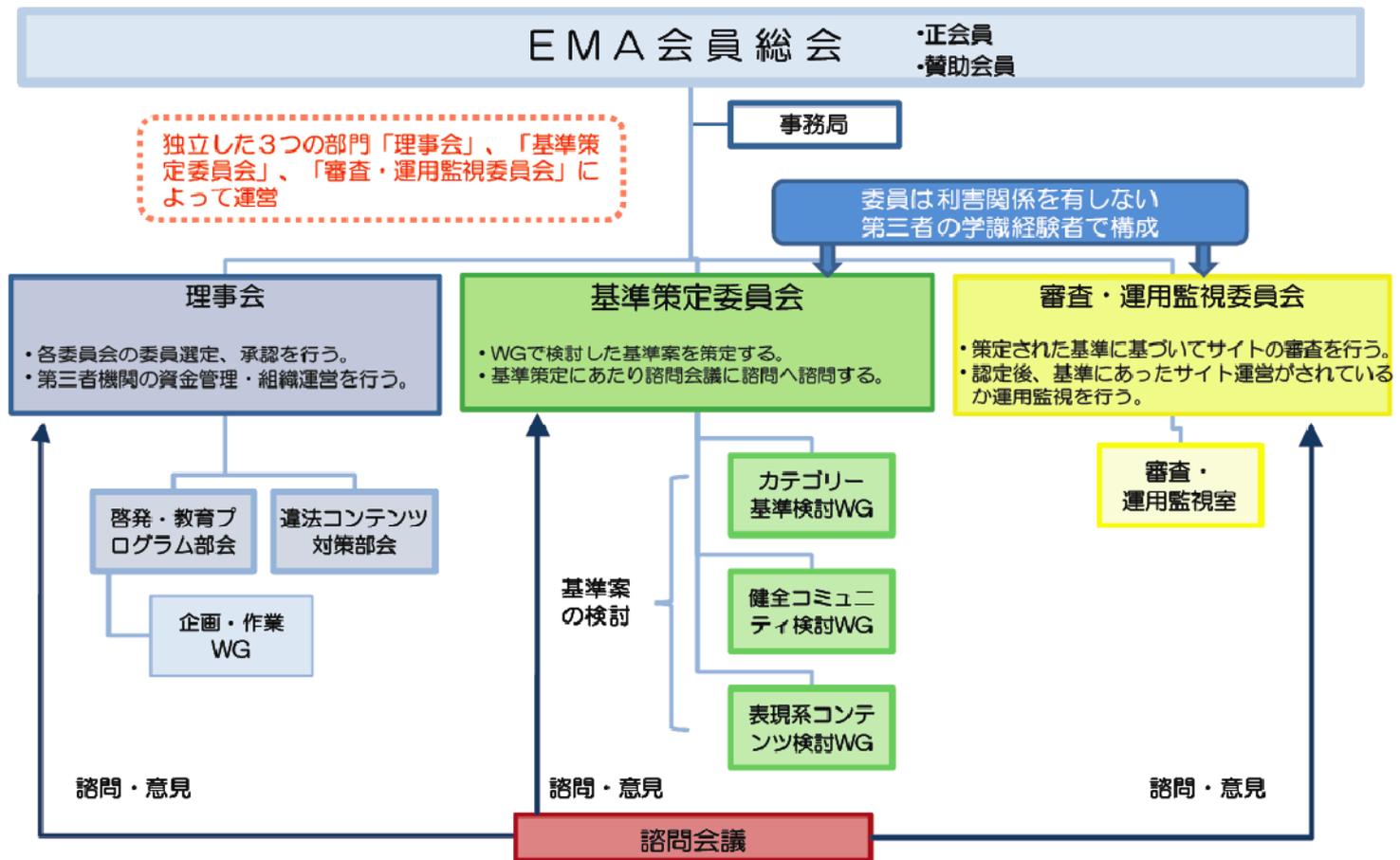
1. モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)
2. インターネットコンテンツ審査監視機構(I-ROI)
3. インターネットガバナンス・タスクフォース(IGTF-J)

参考事例 1

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)

- 一般社団法人 会員組織
- 代表理事:堀部政男 事務局長:上沼紫野
- 設立 2008年4月 8日
- モバイルコンテンツの健全な発展と、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ違法・有害情報から保護することを目的
- 主な活動
 - 青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務
 - 青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善
 - ICT(情報通信技術)リテラシーの啓発・教育活動

EMA組織図



参考事例 2

インターネットコンテンツ審査監視機構(I-ROI)

- 中間法人
- 代表理事：相磯秀夫 東京工科大学前学長
- 学識経験者と有識者により策定されるレーティング基準を用い、インターネットおよびモバイルサイトの健全性を客観的に認定する第三者機関
- レーティング基準は、「インターネット及びモバイル・インターネットにおけるコンテンツ・サービスを安心して利用するためのガイドラインに関する検討・調査研究」(デジタルメディア協会)を踏まえ、国際的に通用する内容として策定・発表。
- 青少年および指導者に対するインターネットアクセスのリテラシーに関する普及啓蒙活動、モバイルおよびインターネットに関わる諸問題の解決にも積極的に取り組む

I-ROI役員

名誉顧問:

近藤次郎 NPO環境テクノロジーセンター会長
白鳥令 国際教養大学教授、マルタ共和国名誉総領事
永井一正 (株)日本デザインセンター最高顧問
堀部政男 一橋大学名誉教授

代表理事:

相磯秀夫 東京工科大学前学長

副代表理事:

出井伸之 ソニー(株)アドバイザリーボード議長、クオンタムリープ(株)代表

理事代行:

襟川恵子 (株)コーエー取締役名誉会長

監事:

鈴木広典 トキワユナイテッドパートナーズLLP 代表パートナー

理事:

岩浪剛太 (株)インフォシティ
植田勝典 日本エンタープライズ(株)
小川善美 (株)インデックス
角川歴彦 (株)角川グループHD
菊池尚人 慶應義塾大学准教授
坂元 章 お茶の水女子大学大学院教授
鈴木幸一 (株)インターネットイニシアティブ
高須武男 (株)バンダイナムコHD
中村伊知哉 慶應義塾大学大学院教授
夏野剛 慶應義塾大学特別招聘教授
濱野保樹 東京大学大学院教授
原田泳幸 日本マクドナルド(株)
村井純 学校法人慶應義塾 常任理事
森本紘章 森本紘章法律事務所弁護士
山科誠 日本ビーエス放送(株)社長
依田巽 (株)ティーワイリミテッド会長

参考事例 3

インターネットガバナンス・タスクフォース(IGTF-J)

- 任意団体(「人格なき社団」)
- 民間主導のガバナンスを維持・発展 自律・分散・協調を重視
- 国連インターネットガバナンス作業部会(WGIG)活動への参加
 - 情報収集、動向の分析
 - 日本からの意見書を作成、まとめ
 - WGIGに提言、意見交換
 - 内外への情報発信・報告
- 2004年8月設立 2006年3月まで活動 現在は「休眠」
- 正会員
 - (財)インターネット協会 (社)日本インターネットプロバイダー協会
 - (社)日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
 - (株)日本レジストリサービス(JPRS)

IGTF役員

会 長

公文俊平(多摩大学教授)

副会長

村井 純(JPNIC理事長)

立石聡明(JAIPA常任理事)

会計監事

小泉 裕(インターネット協会事務局長)

代表幹事

丸山直昌(JPNIC理事)

幹 事

荒野高志(インテック・ネットコア専務取締役)

高橋 徹(インターネット協会副理事長)

立石聡明(JAIPA常任理事)

坪田知己(慶應大学特別研究教授／日経デジタルコア代表幹事)

アダム・ピーク(国際大学GLOCOM主幹研究員)

樋口貴章(インターネット協会企画運営会議副議長)

堀田博文(JPRS取締役企画本部長)

前村昌紀(APNIC議長)

事務局長

会津泉(ハイパーネットワーク社会研究所副所長)